

事務連絡
令和5年4月26日

各都道府県建設業協会
事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

CCUS 事業者登録の更新について（ご案内）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、一般財団法人建設業振興基金より CCUS の事業者登録の更新手続きにつきまして添付のとおり情報提供がありました。2024年3月末で CCUS の本運用開始から5年となり、初期に登録いただいた事業者の方から順次、事業者登録の更新時期を迎えることとなるため、2023年10月からの予定で更新手続きを開始するとのことです。

つきましては、別添資料をご参照いただき、必要に応じて貴会会員企業の皆様へ情報提供していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 古田、菅原）

【ご案内】事業者登録の更新について

～本年10月より、事業者登録の更新手続きが始まります～

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）は2019年4月から本運用を開始し、2022年度末には、約114万人の技能者、約21万7千の事業者の方にCCUSにご登録をいただくとともに、2022年度の年間就業履歴数が4,000万件を超えるなど、多くの皆様にご登録、ご利用をいただいている状況となっています。

CCUSの活用については、技能者の資格情報と就業履歴情報を用いた能力評価制度への活用が、対象職種の拡大等もあり進展するとともに、建退共の掛金納付や元請事業者における独自ポイント制度等においても就業履歴情報が活用されているところです。更に、本夏には、国土交通省においてレベル別の賃金目安の提示が予定されるなど新たな取組も進められるところです。

CCUSの目的である技能者の処遇改善や建設現場での生産性向上などを進めていくためには、引き続き事業者、技能者の皆様にCCUSにご登録いただき、現場で活用していただくことにより、技能者の能力評価制度等を推進していくことが不可欠であると考えています。

今回、2024年3月末で本運用開始から5年となり、初期に登録いただいた事業者の方から順次、事業者登録の更新期を迎えることとなることから、2023年10月からの予定で更新手続きを開始することといたしましたので、以下のとおり、更新手続きをご案内いたします。

引き続きCCUSをご活用いただきますよう、事業者登録の更新手続きをよろしくお願い申し上げます。

○更新手続きについて

1. 2018年度（2018年5月から2019年3月末）に事業者登録を行った事業者の方

(1) 有効期限：**2024年3月31日**

事業者登録の有効期限は5年とさせていただいておりますが、本運用開始が2019年4月であったことから、2019年3月末までに事業者登録を行った方については、有効期間を2024年3月31日までとさせていただいております。

(2) 更新手続き期間：**2023年10月（開始予定）～2024年2月末日まで**

更新作業に1月程度要することから、有効期限満了1ヶ月前の2月末日までに**更新手続きの申し込み**をお願いいたします。更新手続きは、申し込みの後、審査を行い、確認できた方には「システム登録料金額のご案内」のメールを送付いたします。そのメールに基づき事業者登録料をお支払いいただき、手続完了となります。

(3) 更新手続きのメールのご案内：登録責任者様あてメールにて更新手続きのご案内をいたします。

第1回メール：6ヶ月前

第2回メール：2ヶ月前<手続き未了の方のみ>

第3回メール：1ヶ月前<手続き未了の方のみ>

併せて、CCUS ホームページにも掲載します。

(4) 申請方法：新規登録と同様に、インターネット（CCUS ホームページ）又は認定登録機関にて申請をお願いいたします。

(5) 申請内容：既に登録いただいている情報のうち、変更のない事項については記載事項及び証憑書類について内容の変更の必要はありません。

登録内容の変更がある項目については、記載事項の変更及び最新の証憑資料を提出していただきますようお願いいたします。

また、更新料として、資本金額に応じた所定の事業者登録料（更新登録料）をお支払いいただきますようお願いいたします。

※事業者登録料は CCUS の HP でご確認ください。

<https://www.ccus.jp/p/use>

2. 2019年4月以降に事業者登録を行った事業者の方

(1) 有効期限：**登録日から5年後の登録月の月末に有効期限満了となります。**

(2) 更新手続き期間：**有効期限満了の6ヶ月前から1ヶ月前まで**

(例 2019年4月登録の事業者の方は、2023年11月～2024年3月末日までの間)

<その他は、「1. 2018年度に事業者登録を行った事業者の方」に準じた対応となります>

【お問合せ】

(一財) 建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部

<https://www.ccus.jp/contact#ContactAddForm>